

高野山大学別科規程

第1章 目的及び組織

第1条 この規程は、高野山大学学則第7条第2項の規定に基づき、別科に関し必要事項を定めるものとする。

第2条 本学別科は、宗門後継者として有為な人材を育成することを目的とし、基本的な密教学の知識を授け、実習を重んじた職業教育を行う。

第2条の2 別科は、密教専修とする。

第3条 別科の定員を、次のとおりとする。

(1) 入学定員 30 名

(2) 収容定員 60 名

第4条 別科の修業年限は2年とし、在籍期間は休学期間を含め4年を超えることはできない。

2 在籍期間を超過したものは除籍する。

第4条の2 別科に別科主事を置く。

2 別科に授業科目等を担当する教育職員を置く。

3 教育組織及び担当職員等については別に定める。

第2章 教 育 課 程

第5条 修了に必要な別科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとし、合計48単位を修得しなければならない。

第6条 毎学年中に開講する授業科目の題目は、その学年の始めにこれを告示する。

第7条 授業は、講義、講読及び実習によって行う。

第8条 1 授業科目の学習を修了した学生には、その科目所定の単位を与える。

1 授業科目の学習修了の認定は科目試験による。各授業科目に対する単位数

は次の基準によって計算する。

- (1) 講義、講読については、15 時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30 時間の授業をもって1単位とする。

第3章 学年、学期及び休業日

第9条 別科の学年、学期及び休業日については、高野山大学学則を準用する。

第4章 入学、休学及び退学

第10条 別科に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) その他、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学において認めた者

第11条 別科の入学時期は毎学年の始めとする。別科に入学を志願する者は所定の手続きを行わねばならない。入学志願及び入学についての手続規定は別に定める。

第12条 病気その他の事由により休学又は退学しようとする者は、保証人連署の上願い出なければならない。

2 休学又は退学は、教授会の議を経て、学長が決定する。ただし、休学の期間は1年を超えることができない。1年を超えた場合は除籍する。

第13条 前条により休学又は退学した者が、保証人連署の上復学又は再入学を願い出た時は、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

第5章 学 費

第14条 別科に入学を許可された者は、別表2に掲げる学費を納めなければならない。

- 2 学費は年度始め及び後期始めの2期に分け、所定の金額をそれぞれの指定期日以内に納入しなければならない。ただし、別に定めるところにより、願い出て、許可を受けた者は分納することができる。
- 3 学費は、納入後、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 4 学費の未納者は、受験資格及び修了を認められない。
- 5 学費の納入を怠り、指定の期日を過ぎても納入しない者は除籍する。学費未納のため除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した年度又は学期の末日とする。
- 6 休学者の学費は、当該学期の授業料の半額のみ免除する。
- 7 停学に附された者も学費を納入しなければならない。
- 8 退学する者は、その期までの学費を納入しなければならない。
- 9 休学者で復学を許可された者の学費は、本人の入学年度の学費と同額とする。また、退学者で再入学を許可された者の学費は、再入学する年度の新入学生の学費と同額とする。ただし、復学料及び再入学料は、別表3のとおりとする。
- 10 学業の優秀な者及びその他正当な事由があると認められた者に対しては、学費の全額もしくは一部を免除することがある。

第6章 試験及び課程修了

第15条 試験は各学期末もしくはその他の時期に、筆記又は口頭によって行う。

実習については、出席時数又は平常の学習によって修了を認定することがある。

- 2 科目試験の評点は100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 3 試験及び試験の実施について必要な規程は、別に定める。

第16条 2年以上在学し、所定の単位を修得した者に修了証書を授与する。

第7章 学則等の準用

第17条 この規程に定めるもののほか、別科の学生に関し、必要な事項は、高野山大学学則及びその他の高野山大学諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正後の規程にかかわらず、平成11年3月31日に在学している学生は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第5条関係) 授業科目及び単位数

区分	授 業 科 目 名	単位数	履修年次	修了要件
必修科目(基礎科目)	真言宗の教え	4	1年次	16単位を必修
	釈尊の生涯	2	1年次	
	弘法大師空海の生涯	2	1年次	
	真言宗典講読1	4	1～2年次	
	真言宗典講読2	4	1～2年次	
必修科目(実習科目)	観法の理論と実習	4	1～2年次	14単位を必修
	梵字悉曇	2	1年次	
	声明	2	1年次	
	常用経典	2	1年次	
	法式	2	1年次	
	布教	2	1年次	
選択科目	人権と福祉	2	1～2年次	18単位を選択
	世界の宗教	4	1～2年次	
	心の科学	4	1～2年次	
	寺院と法律	2	1～2年次	
	同和教育	2	1～2年次	
	仏教芸術	2	1～2年次	
	哲学	4	1～2年次	
	社会保障	4	1～2年次	
	地域福祉	4	1～2年次	
	サンスクリット語	2	1～2年次	
	チベット語	2	1～2年次	
	パーリ語	2	1～2年次	
	声明上級	2	1～2年次	
	法式上級	2	1～2年次	
	密教儀礼の理論と実習	4	1～2年次	
	事相研究(聖教の伝授と実習)	4	1～2年次	
				計48単位

別表2 (第14条第1項関係) 学 費 単位 円

	入 学 金	前期授業料	後期授業料	教 育 費 充 実 費	合 計
入学年度	200,000	340,000	340,000	220,000	1,100,000
次年度以降		340,000	340,000	220,000	900,000

別表3 (第14条第9項関係) 復学科及び再入学科

20,000 円
